

## 東日本大震災により被災した沖縄県立芸術大学志願者の入学料の免除について

平成27年9月7日

沖縄県立芸術大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、平成27年度実施（平成28年度入学）の学部及び大学院入試において、次のとおり入学料免除の特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

入学料の免除を希望される方は、出願前に必ず下記までご連絡ください。

なお、ほかにも入学後の経済支援として、入学料等の減免制度もあります。

### 1 特例措置の対象となる入学者選抜試験

平成27年度に出願（平成28年4月に入学）する本学の学部及び大学院入試（転入学、編入学又は再入学に係る選考を含む）

### 2 措置内容

入学料の免除

### 3 免除の対象者

(1) 東日本大震災における災害救助法の適用地域で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方

- ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

《東日本大震災における災害救助法が適用されている地域》

岩手県、宮城県、福島県の全市区町村

青森県、茨城県、栃木県、千葉県災害救助法適用市区町村

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された方

### 4 申請方法

事前に下記6の問合せ先に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を出願書類とともに提出してください。

なお、出願時の注意点ですが、「入学料」を納めないでください。もし、納めてしまった場合には、いかなる場合においても還付はできません。あらかじめ、ご了承ください。

### 5 申請書類

- (1) 「入学料免除申請書」
- (2) 「被災証明書」（上記3の(1)の①に該当する方）
- (3) 「死亡又は行方不明を証明する書類」（上記3の(1)の②に該当する方）
- (4) 「被災証明書」（上記3の(2)に該当する方）

### 6 問合せ先

教務学生課（098-882-5080）